

第15回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月20日（金）午前10時00分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 議案第1号 農業経営改善計画の認定について
 - (2) 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - (3) 議案第3号 大田原農業振興地域整備計画の見直しについて
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について
 - (5) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 農地法第5条許可後の事業計画変更について（※取り下げ）
 - (7) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第8号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局職員ほか 4名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（4番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、12番岩城委員、13番鈴木委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局にお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ>

議長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、番号20番について、6番津久井委員が議事参与に該当いたします。津久井委員は退室願います。

<津久井 勝之委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより番号20番の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。番号20番は、原案のとおり承認することといたします。

審議終了により6番津久井委員の入室を認めます。

<津久井 勝之委員入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 総会資料18頁の「農業経営改善計画達成状況」について質問です。

経営の規模拡大もしくは、増減なしで年間農業従事時間の減少が理想だと思います。経営規模と年間農業従事時間を連動させての評価はどのようになっているのでしょうか。検証しているのであれば、ご教示ください。

事務局 現在は、経営規模と年間農業従事時間を分けて評価しております。経営

が規模縮小すれば、従事時間が減少するのは至極当然なことです。

今後は、規模と時間を連動させての評価を検討してまいりたいと思います。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <別冊資料説明 2～21ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 議案第2号、「大田原農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。令和6年9月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。一括してご報告いたします。

担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、承認することに問題ないものと確認してまいりました。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「大田原農業振興地域整備計画の見直しについて」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 19～26ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 整備計画の総体的な内容は理解できるが、大田原市として、どう

対応するのか、より具体的な内容について網羅されていないと感じる。
事務局 本日、お示した内容は概要版となっております。

「大田原農業振興地域整備計画書」及び「同基礎資料」をメールにて送付してあります。ご一読の程、よろしくお願いいたします。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 再度確認いたします。大田原農業振興地域整備計画の概要に「地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者育成や農業で新たなチャレンジを行う女性の経営の発展を促進する」とあります。

計画書には、具体的な内容が記載してあり、概要版と計画書が対応付けされていると捉えてよろしいでしょうか。

事務局 概要版は、計画書を要約した内容です。計画書はメールにて送付してあります。

岩城 善広委員 概要版に記載のある女性向けの施策は、内容が薄いように感じます。本計画書には、詳細な施策が記載されているのでしょうか。

事務局 現時点では、計画どおりに達成できていないものがあります。計画は5年ごとに見直しをしておりますので、今後5年の間に拡充や達成を目指しています。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 概要版に「6次産業化」の取組みについての記載がありますが、6次産業化の推進は、難易度が高いように思います。6次産業で利益を上げるには、マーケティングも必要になりますし、行政のサポートも必須とします。

6次産業化の具体的な推進方法について、行政はどのように考えているのか、お聞かせください。

事務局 この場での回答は、差し控えさせていただきます。

越沼 良委員 懸念点なども含め、計画内容を再度、検討いただきたい。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<賛成多数>

議長（荒井 一夫） 賛成多数と認めます。

議案第3号は、賛成多数のため、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を上程します。
事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 27～37ページ>

農地中間管理機構特例事業 4件

利用権設定等促進事業 10件

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式） 3件

議長（荒井 一夫） 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業、申請番号9-5について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本 則夫委員 退室>

議長（荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号9-5について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本 則夫委員 入室>

議長（荒井 一夫） つきまして、農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）、申請番号9-1について、12番岩城委員が議事参与に該当いたします。つきましては、岩城委員は退室願います。

<岩城 善広委員 退室>

議長（荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）の申請番号9-1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により12番岩城委員の入室を認めます。

<岩城 善広委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第4号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号9-5及び農地中間管理事業(農地利用集積計画一括方式)の申請番号9-1以外の議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 38~40 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員(郡司 裕一) 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年9月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。一括してご報告いたします。申請番号38番から40番までの3件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、許可することに問題ないものと思われま

す。以上、報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

議案第6号は取り下げとなっておりますので、議案第7号に移ります。

議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 42、43 ページ、
別冊資料説明 22、23 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年9月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号24番、南金丸地内について、転用目的は一般住宅建築のためです。周辺農地に影響がなく、許可することに問題ないと思われま

す。申請番号26番、大輪地内について、転用目的は事務所、倉庫、資材置場の設置のためです。周辺農地に影響がなく、許可することに問題ないと思われま

す。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第8号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 44、45ページ、
別冊資料説明 24～29ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 議案第8号、非農地証明について報告いたします。令和6年9月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号14番、木佐美地内について、現地は、さわら等の木々が植林され、非農地になって60年以上経過しております。農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないものと思われま

申請番号15番、下石上地内について、現地は、30年前から作付けせず、竹林が茂り、木が大きくなっていました。非農地になって40年以上経過しており、農地に戻すことは難しく証明することに問題ないと思われま

す。
申請番号16番、実取地内について、現地は40年以上も原野状態です。農地に戻すことは難しく証明することに問題ないと思われま

す。
申請番号17番、山の手地内について、現地は、60年前から放置されてお

り、農地に戻すことは困難で証明することに問題ないと思われま

す。
申請番号18番、狭原地内について、現地は40年以上前より、農地への進入路として利用していることから、証明することに問題は無いものと思われま

す。
以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 判定地目が「山林原野」となった場合、手入れの必要がないことから放置したままで良いのでしょうか。

事務局 農業委員会としては、農地の管理を放置することは認められないことではありますが、様々な事情を勘案し、やむなく非農地と証明することもあります。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号19番について、39年以上前から農家住宅、納屋等に利用し、非農地として黙認していたことや税制上の問題が懸念され、農業委員会として非農地として問題なしとの判断は、由々しき事態と思います。

もう少し、厳しい判断が必要ではないかと思えます。

事務局 ご指摘のとおりだと思います。大田原市では、建築確認申請書の提出がないと建物を建てる事が出来ないため、農地転用に対するチェックが必然的になされており、市町村合併以前の湯津上村、黒羽町では建築確認申請書の提出がなくとも、建物を建てる事は可能でしたので、自分で建築したり知り合いに建築をお願いしたりするなどして、農地に建築する事例が往々にあると思えます。

また、農地転用の許可を取ったものの登記をしていないようなケースもあると思えます。

税制上の問題のご指摘をいただきましたが、固定資産税の課税は登記地目にかかわらず評価するため、税制上の問題は一定程度解消されていると思われま

議長 (荒井 一夫) 補足いたします。平成17年の市町村合併より以前は、大田原市、湯津上村、黒羽町がそれぞれ条例等に基づき各諸手続きや届出を行っておりました。条例等は各市町村で制定するため、定められている事項等が各市町村により差異があります。

農地に建物を建築していた今回の案件のように、市町村合併を発端とした違法な建築が発覚することがありますので、引き続き農業委員会として注視していきたいと思

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願

います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は、原案のとおり証明することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議長 (荒井 一夫) そのほか、質疑はありますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第15回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時15分 閉会